

糸島市補助金設計書

所管課 健康づくり課

補助金名称	はりきゅう費補助金
区分	⑤その他の事業補助（扶助的）
該当例規等	糸島市はり、きゅう費の支給事業実施規程

【長期総合計画体系】

基本目標4_健康で安心して暮らせるまちづくり

政策2_健康・医療の充実

施策①_市民の健康管理体制の充実

1 補助の目的

末梢神経疾患又は運動器疾患に係るはり、きゅうの施術（医師が診療中の疾患に係るものを除く）に要する費用の一部を支給することにより、症状の悪化防止を図り、医療費の抑制及び市民の健康増進につなげる。

2 成果指標

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

医師が診療中の疾患に係るものを除いた末梢神経疾患又は運動器疾患に係るはり、きゅうの施術に要する費用の一部を支給

【補助対象者】

市民

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

医師が診療中の疾患に係るものを除いた末梢神経疾患又は運動器疾患に係るはり、きゅうの施術に要する費用

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 16.7 % 又は 分の

【補助限度額】 2,500 円

【積算根拠ほか】

1回3,000円以上の施術費に対し、1回500円、1日1回、月5回を上限に補助

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

令和 5 年度 まで